

中心市街地活性化のための税制措置 (登録免許税)

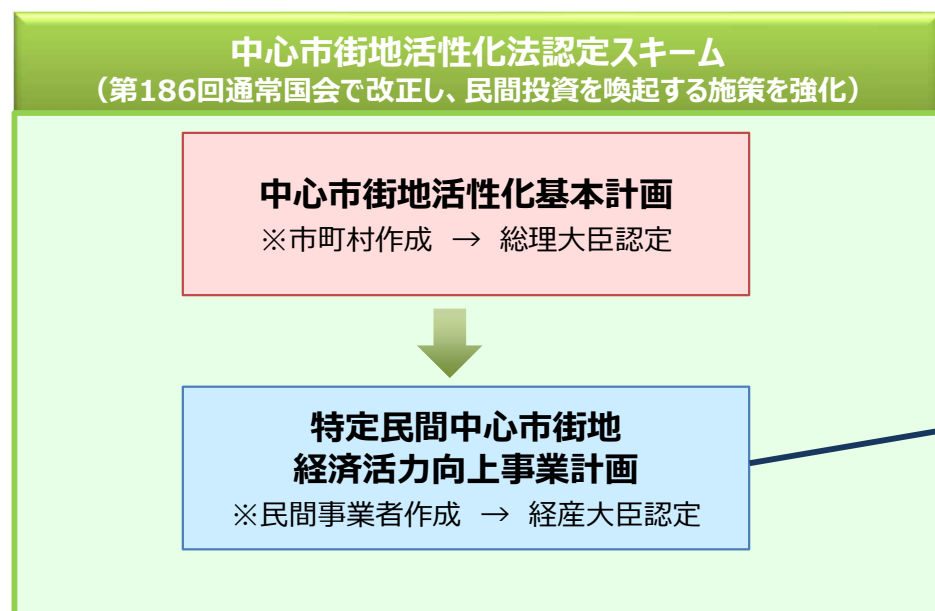
- 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を行った。

現行制度

【適用期限：令和5年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。ただし、令和5年4月1日以後に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率は1,000分の13（本則 1,000分の20）とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2（本則 1,000分の4）
- ・所有権の移転登記 1,000分の10（本則 1,000分の20）
令和5年4月1日以後 1,000分の13（本則 1,000分の20）



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。